

賃貸保証委託申込書(法人用)



申込書(法人用)

お客様がお申込される会社名

日本賃貸保証株式会社
千葉県木更津市羽鳥野6丁目21番地4

私(お申込者)は、別に定める「個人情報の取得・利用・提供等に関する条項」及び「契約条項(お申込みの内容)」に同意の上、申込みをします。



サインまたは印

FAX送信先: **03-5620-2910** (審査部門)

審査確認専用ダイヤル: ☎ **0120-182-561**

※SMSにより、お申込者様へご連絡依頼のお知らせをお送りする場合がございます。

代理店様は青枠内の項目をご記入ください。

FAXを送る際は記入漏れがないかご確認の上、03-5620-2910(審査部門)までFAXください。

申込内容等	物件用途			その他の場合				
	フリガナ		号室		〒			
	物件名称			所在地				
	家賃 ^①	円	管理費 共益費 ^②	円	駐車場 ^③	円	その他 ^④	円
	敷金または保証金	円	敷引または償却	円	毎月支払総額 (①+②+③+④)		円	
	利用保証商品	←利用保証商品を選択			その他の場合			
	保証委託契約年数	年	初回保証料率	毎月支払総額の %	初回保証料金額	0 円		
集送金手数料(税込)	円	更新保証料率	毎月支払総額の %	更新保証料金額	0 円			

※保証料金額(初回/更新)が最低保証料未満の場合は、お手数ですが規定の最低保証料をご記入ください。

【申込者様記入欄】

申込者	フリガナ		契約書にご捺印ください	業務内容		
	会社名					
	本社所在地	〒	電話番号			
	転居理由		年商	万円	従業員数	人
	入居中の場合はご回答ください。	<input type="checkbox"/> ※現時点で家賃の未納はありません。	設立	西暦	年	月

連絡希望先	フリガナ		
	担当者名		
	勤務地	〒	
		電話番号	

会社代表者	フリガナ		自宅電話				
	お名前		携帯電話				
	ご住所	〒	生年月日	西暦	年	月	日 (歳)
			性別				

入居者	フリガナ		携帯電話				
	お名前		生年月日	西暦	年	月	日 (歳)
			性別		続柄		
	フリガナ		携帯電話				
お名前		生年月日	西暦	年	月	日 (歳)	
		性別		続柄			

代理店	代理店コード	—	電話番号		担当者氏名
	代理店名		FAX番号		
				携帯電話	
	JIDへの連絡事項				

※代理店情報(代理店コード、代理店名等)を必ずご記入ください。

貸付保証委託契約及保証規約

原保証委託の借主は、以下(貸借人)といひ、日本貸付保証株式会社(以下「JID」といふ)並びに原保証委託の貸主(以下「貸借人」といふ)は、本委託は

しくは貸借人との間で定めた一定期間内に) JIDの指定する書類を提出しな

集計及び送金の義務と、貸借人及び貸主(保証人)の権利について、貸借人

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第3条(保証委託の期間)
1. JIDは、本委託契約及び保証規約の適用範囲に

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第4条(保証委託の終了)
1. 原保証委託の終了に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第5条(保証委託の更新)
1. 原保証委託の更新に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第6条(保証委託の解除)
1. 原保証委託の解除に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第7条(保証委託の譲渡)
1. 原保証委託の譲渡に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第8条(保証委託の承継)
1. 原保証委託の承継に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第9条(保証委託の終了)
1. 原保証委託の終了に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第10条(保証委託の更新)
1. 原保証委託の更新に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第11条(保証委託の解除)
1. 原保証委託の解除に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第12条(保証委託の譲渡)
1. 原保証委託の譲渡に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第13条(保証委託の承継)
1. 原保証委託の承継に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第14条(保証委託の終了)
1. 原保証委託の終了に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第15条(保証委託の更新)
1. 原保証委託の更新に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第16条(保証委託の解除)
1. 原保証委託の解除に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第17条(保証委託の譲渡)
1. 原保証委託の譲渡に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第18条(保証委託の承継)
1. 原保証委託の承継に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

第2条(原保証委託の開始)
1. 原保証委託の開始に際しては、原保証委託者が、貸借人が本物件から返

※特別プランについては、JIDが提供する商品プラン一覧をご確認ください。

Table with 3 columns: 原保証委託の借主負担料等相対項目, 保証債務等の原価額, 5万円未満, 5万円以上10万円未満, etc.

※相対付の相手種、トランクルームサービスのご利用、原保証委託等の原価額等

賃料等の口座振替による集金・送金規定

賃借人は、JIDが提供する本委託契約及び保証規約に関して、賃借人が賃借人

第1条(集金の義務)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第2条(集金の方法)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第3条(集金の口座)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第4条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第5条(集金の取消)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第6条(集金の請求)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第7条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第8条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第9条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第10条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第11条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第12条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第13条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第14条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第15条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第16条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第17条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第18条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第19条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第20条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第21条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第22条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第23条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第24条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第25条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第26条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第27条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第28条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第29条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第30条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第31条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第32条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第33条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

第34条(集金の滞り)
1. 賃借人は、本委託契約の開始日から毎月1日までに、賃借人が賃借人

貸付保証委託契約に関するお問合せ・ご相談につきましては弊社ホームページ(https://jid-net.co.jp/)をご確認ください。

住所：日本貸付保証株式会社 住居：〒291-0819 千葉県東金市町田6丁目21番地4

貸付保証委託契約に関するお問合せ・ご相談につきましては弊社ホームページ(https://jid-net.co.jp/)をご確認ください。

住所：日本貸付保証株式会社 住居：〒291-0819 千葉県東金市町田6丁目21番地4